

京都府自殺対策に関する条例

(実施期間) 平成 26 年度	(基金事業メニュー) 強化モデル事業
(実施経費) 平成 26 年度 610 千円 (610 千円)	(実施主体) 京都府健康福祉部福祉・援護課

【事業の背景・必要性】

平成 18 年に制定された自殺対策基本法を契機に、我が国における自殺対策は総合的に推進されることとなり、24 年に見直された自殺総合対策大綱において、地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策の必要性が掲げられている。

京都府では、「府民が人間として大切にされるために、だれもが社会の一員として参画することができ、府民同士が尊重し合い、つながり、支え合う、人にやさしい社会を実現すること。」(京都府行政運営の基本理念・原則となる条例(平成 22 年京都府条例第 38 号)を府政の基本理念として自殺対策を強化してきた結果、自殺者数は近年減少傾向にあるものの、決して少ないとは言えない状況にあり、自殺者や遺族に対する偏見も解消されていない。

こうしたことから、自殺対策基本法の趣旨を踏まえつつ、府の現状・特性に合わせて細やかに、府民運動として自殺対策を推進していくために、都道府県では初となる「京都府自殺対策に関する条例」を制定することとした。

【地域の特徴・自殺者数の動向】

□地域環境

京都府は、26 市町村から構成され、北部の丹後半島と舞鶴湾、若狭湾で日本海

	総人口	年齢3区分別人口(割合)			面積(km ²)	人口密度
		0~15歳未満	15~64歳	65歳以上		
京都府	2,593,965	334,444 (12.9)	1,653,812 (63.8)	605,709 (23.4)	4613.2	562.3

出典:国勢調査(総務省統計局)22.10.1

に面する。府の面積の 75%以上が山地・丘陵地である。19 市町村が自殺対策基金を利用した自殺対策事業に取り組んでいる。

□自殺死亡の動向

京都府の自殺死亡率は、平成 10 年に急増したが、24 年の自殺率(発見日・発見地)は全国で最低となるなど、近年は減少傾向にある。

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
京都府	自殺者数	620	623	567	464	518	471
	自殺死亡率	23.6	23.6	21.5	17.7	19.8	18.0

【事業目標 事業内容】

目標

自殺の危機は何人にも発生し得ることを基本理念として明記し、自殺対策の推進に関する府等の責務、府が行う施策を明らかにするとともに、府民、事業主、関係団体等オール京都体制で自殺対策を推進し、悩みを抱えた方の孤立を防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現することを目的とする。

◇内容

<関係者の責務>

- 府：関係機関等と連携して、自殺対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- 事業主：雇用する労働者の心の健康の保持のための措置を講じるよう努める。
- 自殺対策関係団体等：自殺対策を積極的に実施し、相互に連携を図るよう努める。

<府の施策>

○自殺の原因となり得る問題に対する早期の支援・相談体制(京のいのち支え隊)や自殺発生回避のための体制(自殺ストップセンター)の整備・充実

<推進体制>

○「自殺対策推進計画」の策定等を担う「自殺対策推進協議会」を設置

<その他>

○京都市いのちの日(3月1日)を制定し、自殺の防止等に関する気運を醸成

【事業実施にあたっての運営体制】

学識経験者、医療福祉、経済労働、相談支援、報道、行政領域の委員 26 名からなる京都府自殺対策連絡協議会を設置し、府内の現状、課題等について議論を重ね、幅広く意見を聴きながら、条例案を検討した。

<検討経過>

	テーマ	主な意見
第1回 平成25年12月11日	府内の自殺の現状及び課題	・条例を制定することが目的ではなく、府民と理念を共有したり、市町村や関係機関とどのように役割分担するかを議論したりするプロセス自体が重要
第2回 平成26年1月27日	府民運動の進め方	・民間や地域等それぞれの責務の中で、府民の参加を求め、どう連携していくかということを考えていくことが必要
第3回 平成26年2月24日	地域の相談・支援機関による連携対応など体制整備、充実	・連携体制は府内全域を対象とするネットワークだけでは不十分で、地域の状況を踏まえて圏域ごとに体制を検討していくべきである。
第4回 平成26年4月3日	地域におけるハイリスク者への対応の充実	・未遂者が既遂に至らないようにする支援が重要であり、未遂を繰り返しているハイリスク者を確実に精神科につなげることが大切。
第5回 平成26年11月10日	京都府自殺対策に関する条例(仮称)案の骨子	・「京都市いのちの日」に、市町村や各団体と連携し、シンボリックな取組ができれば良い。条例制定過程そのものが啓発活動になれば良い。
第6回 平成27年1月7日	京都府自殺対策に関する条例(仮称)案	・近年、自殺対策が進んでいると言われることも多く、自死遺族支援の活動を始めた頃と比べると隔世の感がある。人を支えるのは人しか出来ないことを実感する。

【事業の工夫点】

協議会委員を含め、広く府民の意見を聴取するため、府のWebサイトやメーリングリスト、Facebook等のインターネット媒体を活用し、パブリックコメントを実施することで、若い世代も含めた府民の声を反映させることができた。

【事業成果及び評価、今後の課題、その他特筆すべき点】

都道府県初となる自殺対策に関する条例の制定により、府民、自殺対策関係団体等、オール京都体制で自殺対策を推進するための法的根拠を整備することができた。

今後は、各地域の特徴を踏まえた自殺対策推進計画の策定をすすめ、条例の理念の実現を推進することが重要である。

(問合せ先) 京都府健康福祉部福祉・援護課

TEL: 075-414-4626

E-mail: fukushiengo@pref.kyoto.lg.jp

URL: <http://www.pref.kyoto.jp/yoriso/>